

 보건복지부 질병관리본부		報道参考資料	
配布日	2016. 9. 3. / (計 3 枚)	担当部署	感染症管理課
課長	ジョ・ウニ	電話	043-719-7120
担当	イ・ジン		043-719-7134

4 番目のコレラ患者確認を受けた注意よびかけ

- ◇9月3日4番目のコレラ感染患者確認を受けて、疫学調査や防疫措置の強化のため疾病管理本部防疫官を現地投入
- ◇地域社会における下痢患者の監視強化
- ◇コレラ予防守則遵守を改めて強調

□疾病管理本部（本部長チョン・ギソク）は、4番目のコレラ患者（男性、47歳）が、9月3日、釜山の保健環境研究院の検査結果、コレラ（V. cholerae）と確認された旨明らかにした。

○今回の患者は、出入国管理記録上、フィリピンから8月24日に出国して、8月28日に入国した履歴が確認されており、一緒に旅行した者と摂取食品について把握中であり、

○8月29日にサハ区所在の食堂で午後6時に飲食物を摂取し、下痢の症状が当日の午後8時頃に発生しており、8月30日、病院で緊急治療室や外来治療を受け、現在は症状が好転している。

ー接触者調査の結果、密接接触者である夫人は、下痢の症状はなく、その食堂の環境検体と従事者の検査は、陰性である。

ー追加で訪れた食堂、摂取した飲食については、現在把握中である。

□患者から分離されたコレラ菌は、血清学的に「01」であり、毒素遺伝子は検出されなかった。また、最初の事例、第二のケースと第三のケースと同じ遺伝子型であるか確認するために、遺伝子指紋分析（PFGE）を行っている。

□疾病管理本部は、コレラ予防のために、次の注意守則を遵守することを改めて強調した。

○対国民には、「1. 30秒以上、正しい手洗い、2. 水は沸かして飲む、3. 食品は煮て食べる」を実践する必要がある、

○一日数回水様性の下痢の症状が発生した患者の場合、すぐに医療機関を訪問して診療を受け、

○医療機関は水様性下痢患者の来院時にコレラ検査を実施して、コレラが疑われる場合、遅滞なく保健所に届出し、

○食品接客業所は、食品接客業営業者の遵守事項の履行と営業者・従事者等の個人衛生管理遵守、水槽が清潔になっているかの確認等を維持するようにする。

※対応プレスリリースの内容は、迅速な資料の公開のためのもので、付加的な疫学調査の結果により変更および補完されることがあることをお知らせします。

<添付>コレラ患者確認現況

添付

コレラ患者確認現況

順番	性別 (年齢)	海外旅行歴	摂取した海産物	飲食摂取日	症状発生日	確認日
#1	男(59)	無	醤油に漬けた蟹、スズキの刺身、アワビ、ホヤ等	8月7日, 8日	8月9日	8月22日
#2	女(73)	無	サワラ刺身等	8月14日	8月15日	8月25日
#3	男(64)	無	刺身屋で飲食(確認中)、イカ、アジ等	8月18~20日	8月21日	8月30日
#4	男(47)	有 (フィリピン)	確認中	確認中	8月29日	9月3日

掲載URL :

http://www.cdc.go.kr/CDC/notice/CdcKrIntro0201.jsp?menuIds=HOME001-MNU1154-MNU0005-MNU0011&fid=21&q_type=&q_value=&cid=70853&pageNum=